府　令　・　省　令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第八条第一項」、「第八条第二項」、「第八条第四項」、「第八条第五項」及び「第八条第六項」を「削除」に、

七〇	
七〇の二	

を

第三十条

に、

第三十条第一項
第三十条第二項

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十三年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行前にした取引又は行為に係る外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の規定による申請等については、なお従前の例による。

別表第一を次のように改める。

第一　小学校の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	1組
長さ測定用具	1組
体積測定用具	32組
重さ測定用具	1組
時間測定用具	1組
温度測定用具	11組
電気測定用具	
実験機械器具	1組
物と重さの学習用具	1組
風やゴムの学習用具	3組
光の学習用具	4組
磁石の学習用具	15組
生物の飼育・栽培用具	1組
空気と水の学習用具	21組
熱の学習用具	11組
光電池の学習用具	14組
電気の学習用具	1組
天体の学習用具	2組
物の運動の学習用具	14組
人体の学習用具	32組
気象の学習用具	14組
環境の学習用具	21組
てこの学習用具	2組
土地の学習用具	42組
空気の学習用具	1組
定温器	1組
顕微鏡	22組
教材提示器具	1組
保管庫	1組
薬品処理装置	2組
実験支援器具	1組
教材作成用具	57組
野外観察調査用具	
標本	14組
模型	1組
人体の模型	
植物の模型	
動物の模型	3組
土地の模型	3組

別表第一を次のように改める。

第二　視覚特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	5組
時間測定用具	1組
温度測定用具	5組
電気測定用具	10組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風やゴムの学習用具	1組
光の学習用具	2組
磁石の学習用具	3組
生物の飼育・栽培用具	3組
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	1組
光電池の学習用具	3組
電気の学習用具	9組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	3組
人体の学習用具	4組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	6組
てこの学習用具	7組
土地の学習用具	6組
空気の学習用具	4組
定温器	2組
顕微鏡	4組
教材提示器具	1組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	6組
教材作成用具	2組
野外観察調査用具	1組
標本	25組

省　令

○文部科学省令第十七号

理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「別表第二十六まで」を「別表第二十八まで」に改める。

附則第二項中「、第九、第十及び第十一」を「、第十、第十一及び第十二」に改める。